

令和5年9月1日から、

指定医療機関の追加・変更の申請は不要となります。

① 受給者証の「指定医療機関」の記載が変わります。

令和5年9月1日以降に交付される受給者証から、「指定医療機関」の欄には指定医療機関名は個別に記載せず、「全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」と記載されたものに順次切り替わります。

② 指定医療機関の追加・変更の申請は不要となります。

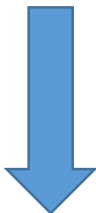
令和5年9月1日以降、受診を希望する指定医療機関の追加・変更の申請は不要となります。

③ 現在お持ちの受給者証もそのままお使いいただけます。

現在お持ちの受給者証(個別に指定医療機関名が記載されているもの)についても、令和5年9月1日以降は、「指定小児慢性特定疾病医療機関」として指定を受けていれば、受給者証に記載のない医療機関であっても受給者証を使用することができます。

その場合は、受給者証と一緒にこの案内文書を医療機関に提示してください。

現行



改正後

小児慢性特定疾病医療費受給者証			
交付負担番号	52270000	受給者番号	1234567
指定医療機関	〇〇病院		吹田市
	△△クリニック		吹田市
	指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されている薬局		
	指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されている訪問看護ステーション		

小児慢性特定疾病医療費受給者証			
交付負担番号	52270000	受給者番号	1234567
指定医療機関	全国の指定小児慢性特定疾病医療機関		

- 受給者証は有効期間内において、認定された疾病にかかる保険診療のみ使用できます。]
- 受診を希望する医療機関が指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けているかは、その医療機関の所在地を管轄する都道府県、指定都市、中核市等のホームページよりご確認ください。

【問合せ先】

吹田市児童部 すこやか親子室
〒564-0072 吹田市出口町19番2号 (保健センター内)
TEL 06-7220-3796 FAX 06-6384-1175